

佐久大学・佐久大学信州短期大学部 障害学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、佐久大学・佐久大学信州短期大学部（以下「本学」という。）における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針に即した障害学生支援を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象学生の定義)

第2条 本学における支援対象学生（以下「対象学生」という。）とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が合理的配慮の提供及び修学上の支援を受けることを希望し、その必要性が認められた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、対象学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

(学務部長の責務)

第4条 学務部長は、対象学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、第7条に規定する学生支援会議が策定した具体的支援を実施しなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、対象学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、第7条に規定する学生支援会議が策定した具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申請)

第6条 合理的配慮及び修学上の支援を希望する者は、入学前、入学後のいずれの時期においても、必要な支援を申請することができる。

2 前項の申請を希望する者は、学生総合支援センターに申請する。

(学生支援会議)

第7条 合理的配慮の提供及び修学上の支援を申請した学生（以下「申請学生」という。）に関わる申請内容の協議、支援計画の策定、支援の評価等を実施するため、学生総合支援センターに学生支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、学務部長が指名する。

- (1) 申請学生が所属する学部等の教務委員長
 - (2) 申請学生が所属する学部等の学生委員長
 - (3) 学生総合支援センター事務室長
 - (4) 保健室職員
 - (5) その他学務部長が必要と認めた者
- 3 学務部長は、会議の構成員の中から議長を指名する。

(申請の確認・協議)

第8条 申請内容の確認を行うため、学務部長が指名した者が申請学生への面接を行う。

- 2 会議は、前項の面接の後、申請内容について協議を行う。
- 3 申請学生の資質及び環境の調査のため、外部の機関及び団体等に照会するときは、申請学生から同意を得なければならない。
- 4 学務部長は、第2項の協議を経て、申請の受理・不受理を決定する。不受理の場合は、教育的配慮等の代替支援を提供することができる。
- 5 学務部長は、申請の受理・不受理の結果を申請学生へ通知し、承諾を得なければならない。

(支援計画の策定、合意の形成)

第9条 会議は、対象学生の支援計画を策定する。

- 2 学修支援については、外部の機関に協力を求めることができる。
- 3 会議は、策定した支援計画を学務部長に提出する。
- 4 支援計画は、対象学生の合意を得て決定する。学務部長は、対象学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。
- 5 会議は、対象学生から学務部長に対し、前項の支援計画の内容に不服の申立てがあった場合、申立て内容について協議し、解決に努め対応しなければならない。
- 6 学務部長は、決定した支援計画を対象学生が所属する学部長等に提出する。

(合理的配慮及び修学支援の依頼)

第10条 学務部長は、対象学生に関わる全ての教職員（以下「関係者」という。）に合理的配慮及び修学上の支援を依頼する。

(支援の実施)

第11条 具体的な支援は、関係者が責任をもって実施する。

(相談対応)

第12条 学生総合支援センターは、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、対象学生及び関係者からの相談に的確に応じ、会議等と連携し、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援の評価・更新)

第13条 会議は、学期末ごとに支援の評価を行う。

2 会議は、支援の評価をもとに支援計画の見直し、更新を行う。

3 会議は、更新した支援計画を学務部長に報告する。

4 学務部長は、更新した支援計画を対象学生に通知し、承諾を得なければならない。

5 学務部長は、更新した支援計画を関係者に通知する。

(支援に係る事務)

第14条 具体的支援に係る事務は、学生総合支援センター事務室において処理する。

(秘密保持義務)

第15条 関係者は、正当な理由なく、対象学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学務部長が定めることができる。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、学園協議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。